

宗像市消費生活センター 事業概要

(令和2年度版)



宗像市消費生活センター

目 次

1	宗像市消費生活センターの概要	1
2	令和2年度事業の概要	2
3	消費生活相談	
	(1) 相談受付件数の推移	3
	(2) 商品・役務（サービス）別状況	6
	(3) 年代別相談内容	7
	(4) 購入形態別相談内容	10
	(5) 相談処理結果	13
	(6) 苦情金額と救済金額	14
	(7) 相談窓口利用状況	15
	(8) 地域別受付状況	16
4	消費者啓発	
	(1) 暮らしの知恵増講座	17
	(2) なるほど！知っ得講座	17
	(3) 出前講座	17
	(4) 市広報紙による情報提供	18
	(5) コミュニティ紙への情報提供	21
	(6) 福岡県ホットな消費者ニュースに掲載	22
5	関係団体	
	(1) 宗像市消費者交流会	23
	(2) 特定非営利活動法人消費者支援ネット宗像	24
6	資料	
	(1) 宗像市消費生活センター条例	25
	(2) 宗像市消費生活センター条例施行規則	26

1 宗像市消費生活センターの概要

名 称 宗像市消費生活センター

所在地 〒811-4183 宗像市土穴三丁目1番45号

TEL 0940-33-5454 FAX 0940-33-5469

沿革 昭和57年2月 宗像市消費生活相談所設立
窓口（月・水・金 AM10:00～PM3:00）
平成元年4月 窓口 平日（月～金）常設とする。
消費者啓発推進のため、コンシューマー・カレッジ開講
平成3年4月 受付時間の延長と相談体制の充実
窓口 平日（月～金）AM9:00～PM5:00
平成4年9月 宗像市消費者センターに名称変更
平成9年4月 受付時間の延長と相談体制の充実
窓口 平日（月～金）AM8:30～PM5:00
平成18年4月 消費者支援ネット宗像に相談業務を委託
平成20年4月 「特定非営利活動法人 消費者支援ネット宗像」に相談業務委託
現住所に消費者センター移設（旧住所：宗像市須恵1-4-1）
平成22年4月 宗像市消費生活センターに名称変更
平成24年4月 受付時間の延長と相談体制の充実
電話相談 第2・第4土曜日 AM8:30～PM5:00
平成27年4月 機構改革に伴い産業振興部から総務部へ所管変更
平成30年3月 第2・第4土曜日 電話相談休止

機 構 総務部 ----- 総務課・消費生活センター

組 織 宗像市消費生活センター ---- 所長・所長補佐・消費生活相談員5人

施 設 鉄骨造2階建て

敷地面積 146.37 m² 建築面積 64.11 m² 床面積 128.22 m²

1階 カウンター 事務室 相談室(2) トイレ

2階 会議室(収容24名) 和室会議室(収容6名) 湯沸室 倉庫



2 令和2年度事業の概要

令和2年度に市消費生活センターに寄せられた相談件数は、1,157件でした。昨年度に引き続き今年度も最も多かった商品一般では、例年多く寄せられていた架空請求はがきの相談が激減し、それに代わってフィッシングメールの相談が目立ちました。これは宅配業者を騙った「不在通知」や実在する企業を騙り「アカウントの不正ログイン」等のメールを送り付け、偽のサイトに誘導してログイン情報やクレジットカード情報等を騙しとるというもので、これによる不正利用の相談も寄せられました。デジタルコンテンツの相談では、「簡単に稼げる」といった広告やSNSで知り合った人から勧誘されたという副業や情報商材の相談が、これまで大多数を占めていた「有料サイトの料金が未納になっている」という架空請求メールやアダルトサイトでのワンクリック請求の相談より多く寄せられました。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を多大に受けました。市消費生活センターも緊急事態宣言期間中は窓口の相談対応を一時閉鎖し、電話相談件数が来訪相談件数を大きく上回りました。新型コロナウイルス感染症に関連した相談も多数寄せられました。マスクや消毒用アルコールの品不足や品質に関する相談の他、緊急事態宣言によって停止となったGOTOキャンペーン利用の旅行や航空券の払い戻しの相談やスポーツジムやヨガ教室等の閉鎖に際しての退会等の相談が寄せられました。また止むを得ない結婚式の延期やキャンセルに伴う違約金の相談や開催が危ぶまれる成人式に向けての貸衣装のキャンセル料等の相談が寄せられました。

巧妙な手口による事例や解決困難な事例に対しては、センターで月2回開催している法律相談を利用し、相談員と弁護士の連携のもと解決を図り、48件の利用がありました。

消費生活センターでは、被害を未然に防止するために毎月、市の広報紙や地域のコミュニティ紙に情報を掲載、さらにホームページやメールマガジン（知恵増お守りメール）で最新情報を配信するなどの情報提供に努めました。また市民が健全な消費生活が送れるよう毎年開催している消費者講座『くらしの知恵増講座』及びセンター2階会議室での『なるほど！知っ得講座』は新型コロナウイルス感染防止の為、開催を見送らざるを得ませんでした。

相談員が最新の悪質商法について情報提供できる格好の機会である、地域福祉会、消費者団体等からの出前講座の依頼も今年度は1件のみで、十分な感染対策をお願いして対応しました。福岡教育大学の家政科の授業において消費生活分野を請けていた学生向けの講座は、大学側が対面授業を実施できない状況ということもあり中止となりました。先生を目指す学生への啓発は若年者への消費者教育推進のみならず、将来的には子どもたちへの教育につながり、さらなる消費者教育の効果が期待できるため、今後も講座実施を継続していきます。

他には、市役所の「市消費生活連携会議」で相談事例をもとに情報交換を行いました。今後も緊密に連携を図っていきます。

消費生活相談	苦情相談件数 1,052件 問合せ・要望件数 105件 計 1,157件
消費者啓発	主催講座「くらしの知恵増講座」 新型コロナウイルス感染防止のため中止 「なるほど！知っ得講座」 新型コロナウイルス感染防止のため中止 出前講座 1回（15人） 受講者総数 15人
情報提供	むなかたタウンプレス（12回）、コミュニティ紙（12回）、県ホットな消費者ニュース（2回）ホームページ（毎月更新）メールマガジン（毎月・緊急時）

3 消費生活相談

(1) 相談受付件数の推移

相談受付件数は、前年度より 24 件（2%）増の 1,157 件となりました。相談が多かった商品とサービスは表 2 のとおりです。

表 1 苦情 問合せ・要望 受付件数推移（5年間）

区分	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	受付 件数	構成比 (%)	受付 件数	構成比 (%)	受付 件数	構成比 (%)	受付 件数	構成比 (%)	受付 件数	構成比 (%)
苦情	956	86.8	1,185	90.1	1,010	91.8	1,046	92.3	1,052	90.9
問合せ・要望	145	13.2	130	9.9	90	8.2	87	7.7	105	9.1
計	1,101	100	1,315	100	1,100	100	1,133	100	1,157	100

（構成比%：小数点第 2 位を四捨五入）

図 1（表 1 関連グラフ）

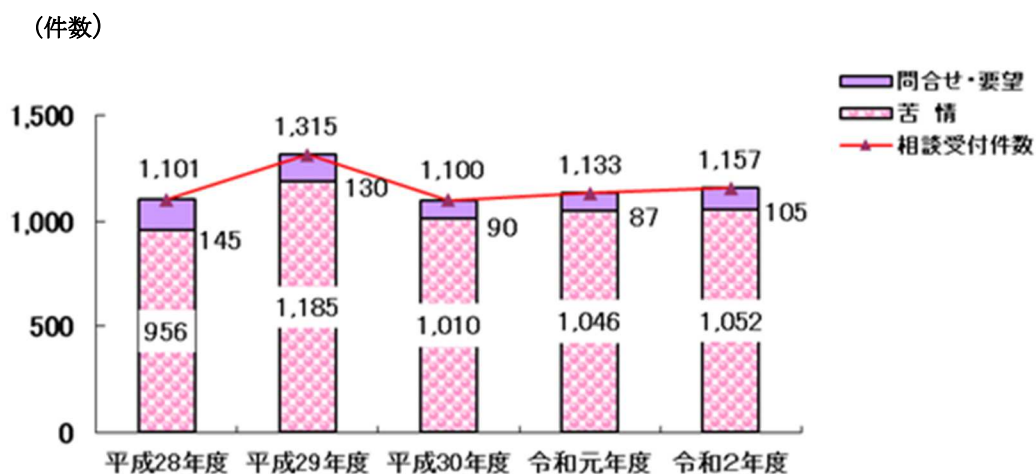


表 2 相談が多かった商品とサービス（上位 5 項目）

順位	件数	商品・サービス
1	120	商品一般
2	92	デジタルコンテンツ
3	64	健康食品
4	52	インターネット接続回線
5	42	工事・建築

1位 商品一般 (120件)

『商品一般』とは、商品が特定できない相談内容です。ここ数年上位を占めていた架空請求はがきの相談が激減し、それに代わって増えたのがフィッシングメールの相談でした。これは宅配業者を騙って「不在通知」や実在する企業を騙って「不正ログインのお知らせ」等の偽メールを送り付け、不正アプリに感染させたりIDやパスワード、クレジットカード情報などを盗み取るという手口で、不正利用されたという相談も複数ありました。

2位 デジタルコンテンツ (92件)

『デジタルコンテンツ』とは、パソコンや携帯電話・スマートフォン、タブレットなどによる有料サイトのトラブルです。実在する企業を騙り「利用料金が未納になっている」という架空請求メールの相談以上に多かったのが、「簡単に儲かる」という広告やSNSで勧誘された副業サイトや情報商材の相談でした。また主に未成年者によるオンラインゲームの課金の相談が増えました。

3位 健康食品 (64件)

ダイエットサプリが「初回お試し100円」などと強調された広告が画面上に何度も表示され、勘違いした消費者が注文すると回数縛りのある定期購入だったという相談が大部分を占めました。中には2回目に3か月分がまとめて届き、数万円を請求されたという悪質なケースも複数ありました。

4位 インターネット接続回線 (52件)

インターネット接続回線の相談のうち約8割を占めたのが光回線の相談でした。現在契約中の通信事業者からの契約内容変更の案内と勘違いさせるようなセールストークにより勧誘を承諾したところ、契約先が変更になっていたという相談が多数寄せられました。

5位 工事・建築 (42件)

工事・建築では、訪問販売による外壁塗装工事やオール電化工事、また点検商法による屋根工事の相談がありました。中には火災保険が使えるというセールストークで屋根等の修理を勧誘されたという相談もありました。

*新型コロナウイルス感染症関連 (73件)

令和2年度の特徴として、新型コロナウイルス感染症関連の相談が73件寄せられました。マスクや消毒用アルコールの品不足や品質に関する相談の他、緊急事態宣言中のGOTOキャンペーン停止による旅行や航空券のキャンセルに関する相談がありました。またやむを得ない結婚式の延期やキャンセルに伴う違約金の相談や、開催が危ぶまれる成人式の貸衣装の相談もありました。

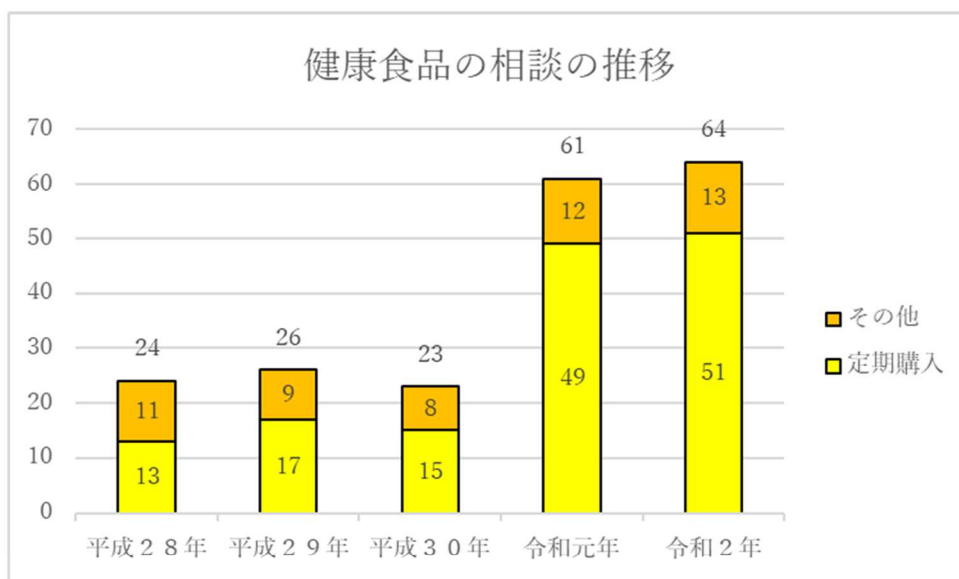
表3 健康食品に関する相談の推移（5年間）

（単位：件）

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総件数	24	26	23	61	64
定期購入	13	17	15	49	51

健康食品の相談は急増した昨年度よりさらに増え64件となりました。8割が定期購入によるもので、法律により規制がなされたものの、解約方法がSNSに限定されるなど新たな手口での相談も寄せられました。

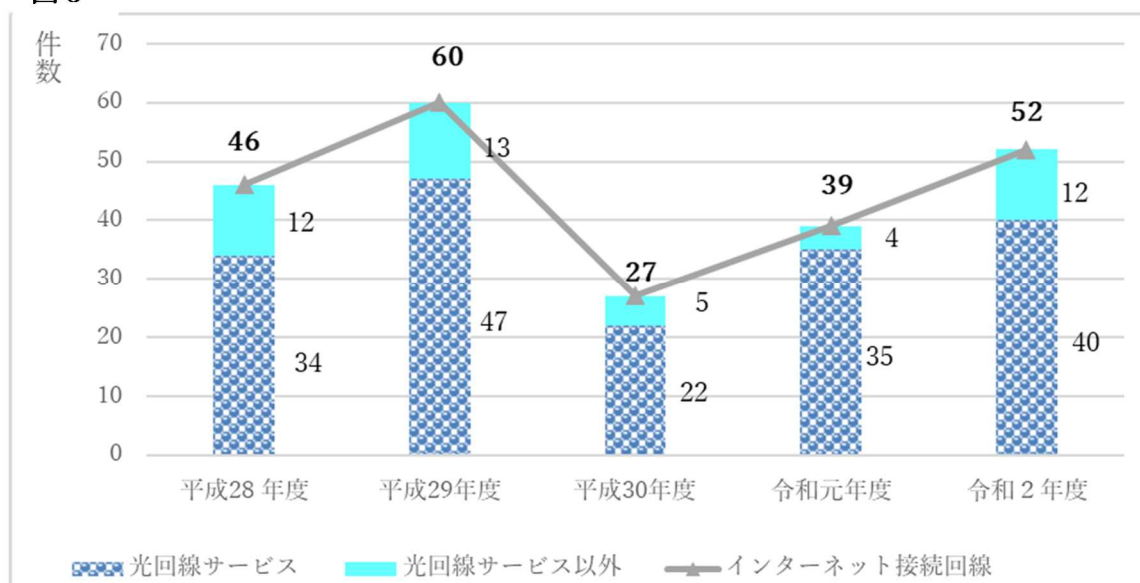
図2 （表3関連グラフ）



*光回線トラブルの相談

インターネット接続回線の相談は昨年より13件増え52件でした。そのうち約8割が光回線の相談でした。「契約中の事業者からの契約変更の電話かと思いき承諾したら別業者との契約になっていた」といった相談や、中には「行政から通信回線事業の委託を受けている」などと業者が訪問してきたといった悪質なケースもありました。

図3



(2) 商品・役務（サービス）別状況

『運輸・通信サービス』224件のうち、92件がインターネット有料サイトの相談でした。『商品一般』120件のうち、28件がフィッシング詐欺の相談、『食料品』101件のうち健康食品の相談が64件、『教養娯楽品』100件のうち、新聞契約のトラブルが24件ありました。『金融・保険サービス』68件のうち多重債務の相談が22件、『保健衛生品』では68件のうち38件が化粧品の相談でした。

表4 商品・役務別相談受付件数（上位5項目）

（単位：件）

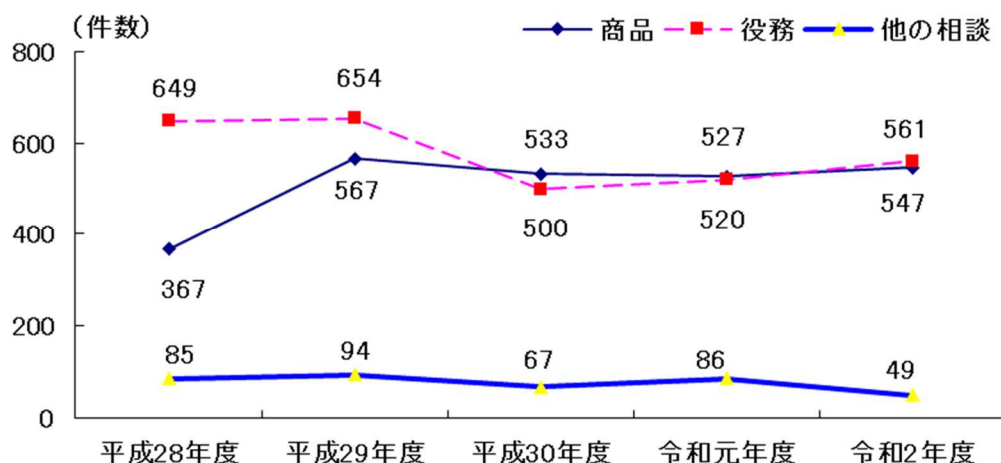
区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1	運輸・通信サービス 319	運輸・通信サービス 349	運輸・通信サービス 229	運輸・通信サービス 194	運輸・通信サービス 224
2	金融・保険サービス 94	商品一般 277	商品一般 178	商品一般 148	商品一般 120
3	商品一般 68	教養娯楽品 65	教養娯楽品 78	教養娯楽品 100	食料品 101
4	教養娯楽品 64	金融・保険サービス 64	金融・保険サービス 76	食料品 84	教養娯楽品 100
5	食料品 59	食料品 57	住居品 62	金融・保険サービス 83	金融・保険サービス 保健衛生品 68

表5 商品・役務別相談受付件数の推移（5年間）

（単位：件）

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
商品	367	567	533	527	547
役務	649	654	500	520	561
他の相談	85	94	67	86	49
合計	1,101	1,315	1,100	1,133	1,157

図4（表5 関連グラフ）



(3) 年代別相談内容

多くの年代で上位を占めたデジタルコンテンツの相談では、携帯電話やスマートフォンなどに届く架空請求メールの相談が目立ちました。また商品一般ではフィッシングメールに関する相談が多く寄せられました。健康食品に関する相談が昨年より上位に上がり、その多くは定期購入の相談でした。50歳代以降ではインターネット接続回線（光回線など）や工事・建築の相談が目立ちました。

表6 契約者・年代別相談内容（商品・役務別 上位5項目）（単位：件）

年代	件数	1位	2位	3位	4位	5位
20歳未満	35	デジタルコンテンツ (16)	健康食品 (6)	レンタルサービス (3)	化粧品 (2)	電気、不動産貸借 他 (1)
20歳代	85	デジタルコンテンツ (11)	健康食品、エステ (7)	不動産貸借 (5)	四輪自動車 (4)	商品一般 (3)
30歳代	118	デジタルコンテンツ (16)	化粧品、商品一般 (7)	健康食品、不動産貸借 (6)	工事・建築 (5)	インターネット接続回線 (4)
40歳代	132	健康食品 (12)	デジタルコンテンツ (8)	商品一般、化粧品 (6)	フリーローン・サラ金 (5)	不動産貸借、修理サービス、インターネット接続回線 (4)
50歳代	140	商品一般 (16)	健康食品 (12)	インターネット接続回線 (11)	デジタルコンテンツ (10)	フリーローン・サラ金 (5)
60歳代	191	商品一般 (28)	インターネット接続回線 (12)	化粧品 (10)	工事・建築、デジタルコンテンツ、他の行政サービス (9)	携帯電話サービス (7)
70歳代	256	商品一般 (37)	デジタルコンテンツ (20)	工事・建築 (14)	インターネット接続回線 (12)	携帯電話サービス (10)
80歳以上	143	商品一般 (15)	新聞 (14)	工事・建築、携帯電話サービス (7)	建物清掃サービス (6)	修理サービス、金融サービス (5)

表7 契約者・年代別 受付件数推移（5年間）（単位：件）

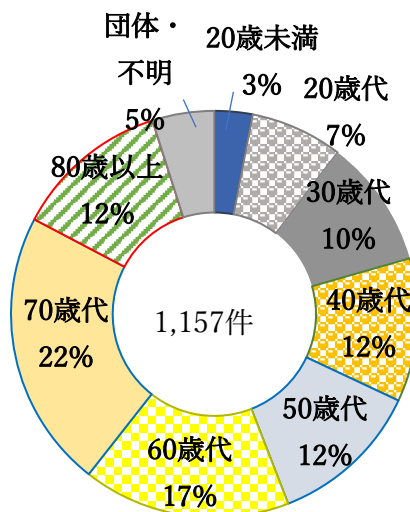
区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
20歳未満	27	20	21	29	35
20歳代	69	81	68	75	85
30歳代	100	90	106	98	118
40歳代	147	158	123	134	132
50歳代	133	171	136	158	140
60歳代	257	317	241	213	191
70歳代	206	278	236	231	256
80歳以上	133	168	145	163	143
団体・不明	29	32	24	32	57
計	1,101	1,315	1,100	1,133	1,157

☆ 契約者の年代別割合

前頁の契約者・年代別受付件数を割合で示すと、図5のグラフになります。

60歳以上の相談が全体の51% (590件) で、前年度より2ポイント減少したのに対し、20歳未満、30歳代はそれぞれ1ポイント増加しました。

図5 (表7 関連グラフ)



☆ 年代別相談の特徴

◆20歳未満 (35件) デジタルコンテンツ、健康食品、レンタルサービスなど

未成年者の相談は昨年より6件増え35件でした。デジタルコンテンツで特に目立ったのがオンラインゲームの相談でした。その多くが「クレジットカード会社から高額な請求が届いた」と驚いた親からの相談で、子供に確認してもらったところ、オンラインゲームで次々と課金をしていたというものでした。また定期購入に関する相談では「スマホで初回500円のサプリメントを注文したら、4回の定期コースが条件になっていた。解約したい」などというトラブルが目立ち中には小学生が注文していたというケースもありました。新型コロナウイルス感染症関連では開催が危ぶまれる成人式の貸衣装のキャンセル料に関する相談もありました。未成年者の相談の場合、未成年者取消ができた事例もありました。

◆20歳代 (85件)・30歳代 (118件) デジタルコンテンツ、健康食品、化粧品など

20歳代、30歳代で一番多かったデジタルコンテンツの相談では「先輩から誘われてFXの情報商材の契約をしたが解約したい」「動画配信サイトでFXの講座を知り高額な参加料を払ったが儲からない」等といった怪しい副業や情報商材に関する相談が多く寄せられました。健康食品の相談では「初回10円だと思い契約したが授乳中であり思い直して解約の連絡をしたが拒否された」等、定期購入の解約に関する内容でした。

20歳代では「友人の紹介でエステの契約をしたがクーリング・オフしたい」といったエステの相談が多くありました。30歳代では化粧品での定期購入の相談の他「退去費用で全室のクロス張替費用を請求されている。全額支払う必要があるか」といった退去に際しての原状回復費用の相談が目立ちました。

◆40歳代（132件）・50歳代（140件） 定期購入、多重債務、インターネット接続回線

40歳代、50歳代共に非常に多かったのは主に健康食品での「初回はお試しだと思って注文したが、定期購入になっていた」といったトラブルです。40歳代では同様の手口による化粧品の相談も多くありました。また「大手通販会社から『アカウントが停止される』というメールが届き手続きをしたらクレジットカードの明細に使った覚えのない請求が上がっている」といったフィッシングメールによる不正利用の相談も複数寄せられました。両年代とも「消費者金融から借金があるが返せない」といった多重債務の相談もありました。50歳代では、光回線の契約の相談が目立ち、中には『通信回線を高速化する事業を行政から委託されている』と業者が来訪してきたが、本当に公共事業でやっているのか」といった相談もありました。

◆60歳代（191件）・70歳代（256件） デジタルコンテンツ、光回線、住宅補修

両年代を通じて「宅配業者を騙った『不在通知』のメールが届いた」というフィッシングメールの相談が多数寄せられました。これまでこの年代で一番多かった架空請求はがきの相談は激減しましたが、メールによる架空請求やワンクリック請求の相談は多く寄せられました。また、光回線の相談が両年代から非常に多くありました。「光回線の勧誘電話が何度もかかり断り切れずに契約したが承諾した覚えのないオプションも契約していた」や「大手電話会社の基本料が無料になるがまだ未手続なので連絡している」といったセールストークに問題のある勧誘も目立ちました。またこの年代では住宅補修の相談も多く、中には「大手保険会社数社から依頼を受けて屋根の被害調査をしているので点検に伺って写真を撮らせてもらいたい」などと言って火災保険を使って修理ができると勧誘されたという事案も複数ありました。

◆80歳以上（143件） 新聞、住宅補修、建物清掃サービス

この年代が目立ったのは「14年前の新聞の契約を忘れていて来月から2紙重なる」「一人暮らしの母が10年前に新聞の契約をしているが目が悪くなったので解約したい」といった新聞の購読契約に関する相談でした。他にも「地域一斉巡回を行うとして排水管洗浄のチラシが郵便受けに入っていたが依頼しないといけないのか」といった清掃サービスに関する相談も複数寄せられました。また「担当している認知症の相談者の口座から年金支給日に内容のわからない引き落としが続いている」「通信販売の振込用紙が複数あるが契約内容がわからない」といった相談が地域包括センターから寄せられ連携して解決しました。他にも「高齢者宅にコロナ予防の消毒と称して業者が訪れているようだ」との情報提供が警察署からも寄せられました。高齢者の相談ではこのような連携が必要不可欠と思われる事案が多数ありました。

(4) 購入形態別相談内容

購入形態別相談内容とは、どのような販売方法で契約をしたかを表していますが、表8で分かるように今年度は訪問販売が減少し通信販売による契約が大幅に増加しています。これは新型コロナウイルス感染症対策による自粛生活が影響しているものと思われます。

表8 購入形態別相談受付件数推移

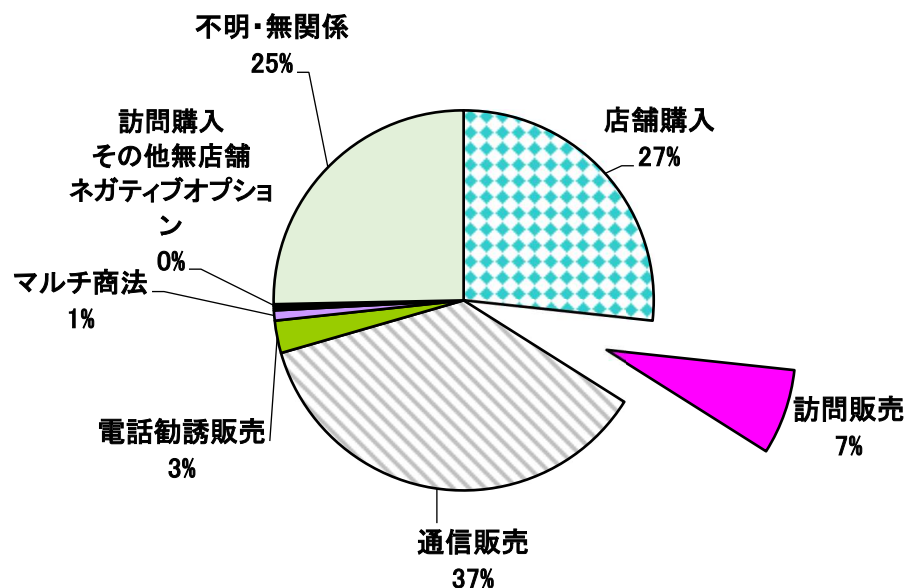
(単位：件)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
店舗購入	279	267	311	258	309
訪問販売	97	104	92	103	84
通信販売	327	576	361	328	423
電話勧誘販売	46	54	35	50	32
マルチ商法	9	9	7	7	10
その他無店舗	4	4	5	0	2
ネガティブ・オプション	1	0	1	0	2
訪問購入	14	11	8	6	2
不明・無関係	324	290	280	381	293
計	1,101	1,315	1,100	1,133	1,157

* ネガティブ・オプションとは、一方的に消費者に商品を送りつけ、代金を請求する手口です。

* 訪問購入とは、訪問した業者が、消費者から商品（貴金属など）を購入する形態です。

図6 (表8 関連グラフ) 購入形態別相談受付件数割

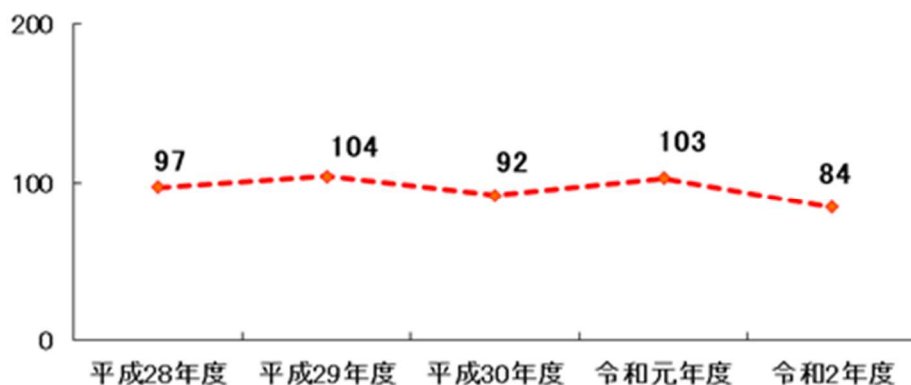


① 訪問販売について

購入形態別相談の訪問販売は、前年度より 19 件減少し 84 件となりこの 5 年間で一番少なくなりました。

過去 5 年間の推移は、図 7 のとおりです。

図 7 (表 8 関連グラフ) 訪問販売による相談件数の推移 (5 年間)



訪問販売には、次のような商法があります

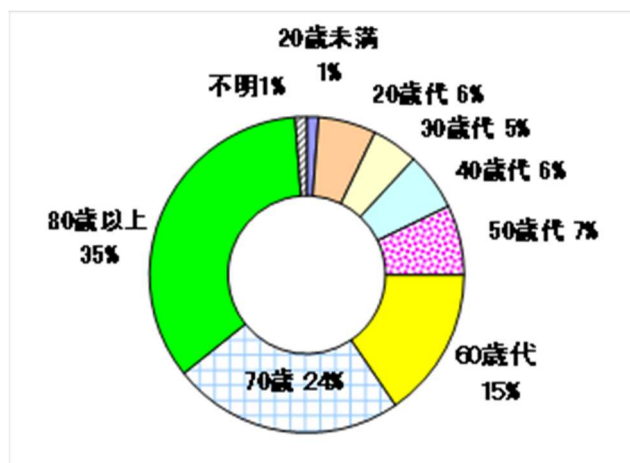
- ★家庭訪問販売・・・販売業者が消費者宅を訪問し、商品やサービスを契約させる販売方法
- ★点検商法・・・家庭訪問販売のうち、「点検」と言って突然訪問し、「このままでは危険」などと言って屋根工事や排水管清掃、床下工事などを契約させる商法
- ★キャッチセールス・・・街頭で「アンケート調査」などと言って消費者を呼び止め、喫茶店や営業所、店舗などに連れ込み商品やサービスを契約させる商法
- ★アポイントメントセールス・・・販売意図を隠して、または他の人に比べて著しく有利な条件で契約すると言って電話等で消費者を喫茶店などに呼び出し契約させる商法
- ★SF(催眠)商法・・・閉め切った会場に人を集め、日用品などをただ同然で配って雰囲気盛り上げた後、最終的に高価な商品を契約させる商法 (健康講座商法など)

令和 2 年度の訪問販売による契約の内訳は表 9 の通りです。年代別割合では 60 歳代以上からの相談が全体の 7 割以上を占めました。(図 8 参照)

表 9

新聞	24
住宅補修	16
インターネット接続回線	6
電気、ソーラーシステム	4
生命保険	3
その他	31

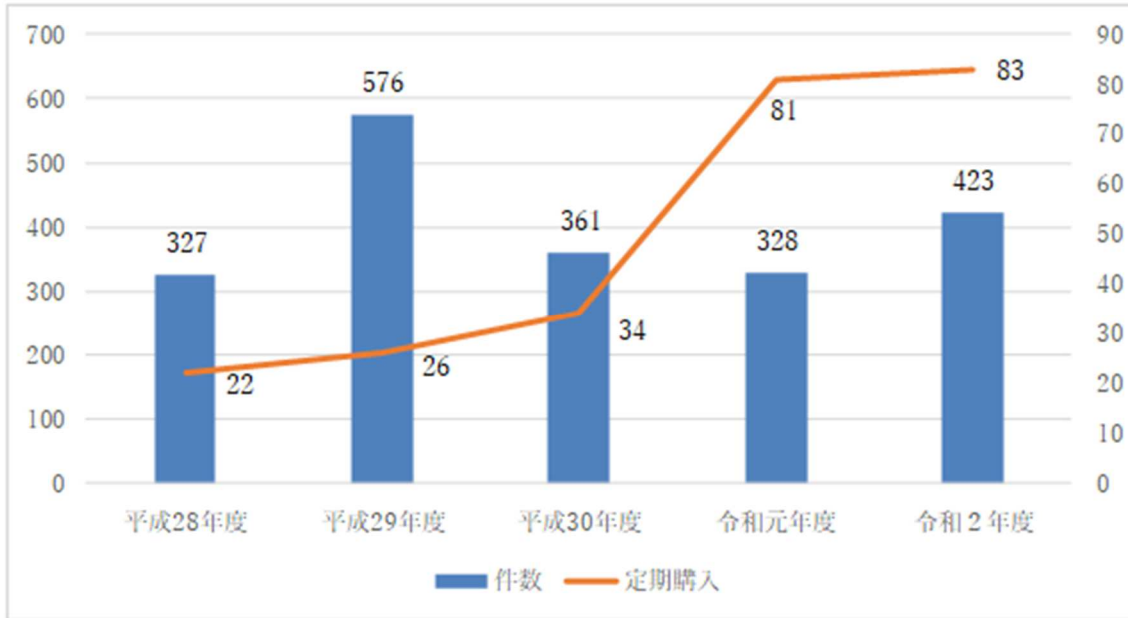
図 8 訪問訪販 年代別割合



通信販売について

令和2年度の通信販売の相談は前年度より95件増え423件でした。このうち定期購入トラブルの相談は83件と依然として多く、法律改正により契約条件等の記載はあるものの依然としてわかりにくいものや、解約はSNSでの申し出が条件となる等、新たな手口も見受けられました。定期購入についてより強い規制が設けられることになる改正特定商法取引法の施行が待たれます。

図9 通信販売件数及び定期購入相談件数の推移（5年間）



令和2年度 通信販売の商品別及び年代別割合

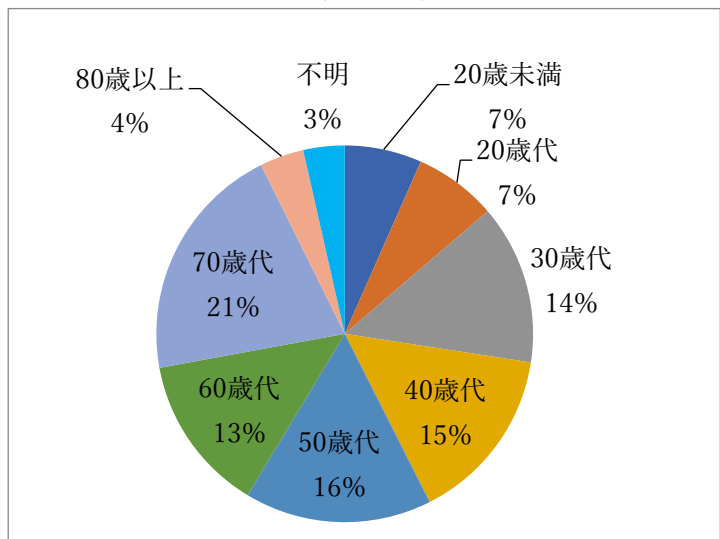
通信販売による契約の上位内訳は表10の通りです。健康食品、化粧品の多くは定期購入によるものでした。年代別割合ではどの年代からも相談が寄せられましたが、一番多かった70歳代でもインターネット通販の割合が非常に高くスマホやパソコンの利用が高齢者にとっても日常となっていることがうかがえます。

(表10) 通信販売 商品別件数上位5位

デジタルコンテンツ	82
健康食品	58
商品一般	45
化粧品	34
保健衛生品	10

*デジタルコンテンツは架空請求メールやワンクリック詐欺を含みます。

図10 通信販売 年代別割合



(5) 相談処理結果

表 11 の相談処理内容によると、センターがトラブルの対処方法を助言した「助言（自主交渉）」が 630 件（54%）でした。クーリング・オフによる契約解除は、これに含まれます。

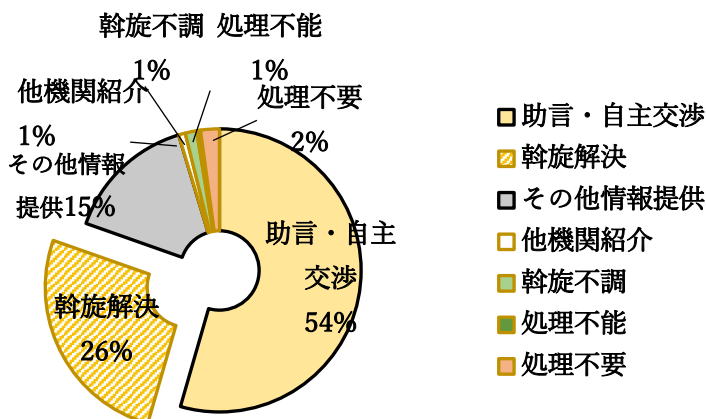
次いでセンターが直接、消費者と事業者との間に入って交渉し解決できた「斡旋解決」は 300 件（26%）でした。

また「処理不能」とは、業者の連絡先が分からず交渉ができない場合などです。「処理不要」とは、相談者からの情報提供のみで、センターの斡旋を希望しない場合などです。

表 11 相談処理内容（単位：件）

他機関紹介	9
助言（自主交渉）	630
その他情報提供	173
斡旋解決	300
斡旋不調	15
処理不能	5
処理不要	25
計	1,157

図 11（表 11 関連グラフ）



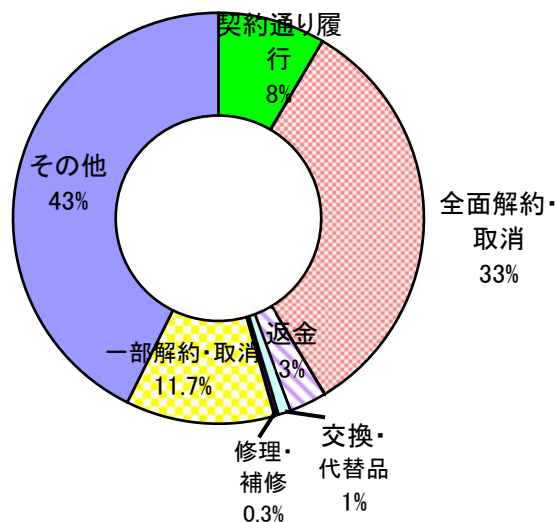
斡旋解決の内容は表 12 のとおりです。センターの斡旋や助言（自主交渉）によって契約解除できた「全面解約・取消」が一番多く、次は「一部解約・取消」となっています。この「一部解約・取消」とは、当初の契約の一部が解約となり一部は当初の契約通りとなった場合などです。「契約通り履行」とは、業者が約束した契約を守らなかった時に、センターが斡旋して契約通り履行させた場合をいいます。「その他」の項目は、契約に限らない問題などで、センターの斡旋によって業者が対応した場合などです。

表 12 斡旋解決（300 件）の内容

契約通り履行	26
全面解約・取消	101
返金	9
交換・代替品	3
修理・補修	1
損害賠償・治療費	0
解決・見舞金	0
一部解約・取消	36
その他	131
計	307

図 12（表 12 関連グラフ）

（単位：件）



*解決内容は、複数選択できます

(6) 苦情金額と救済金額

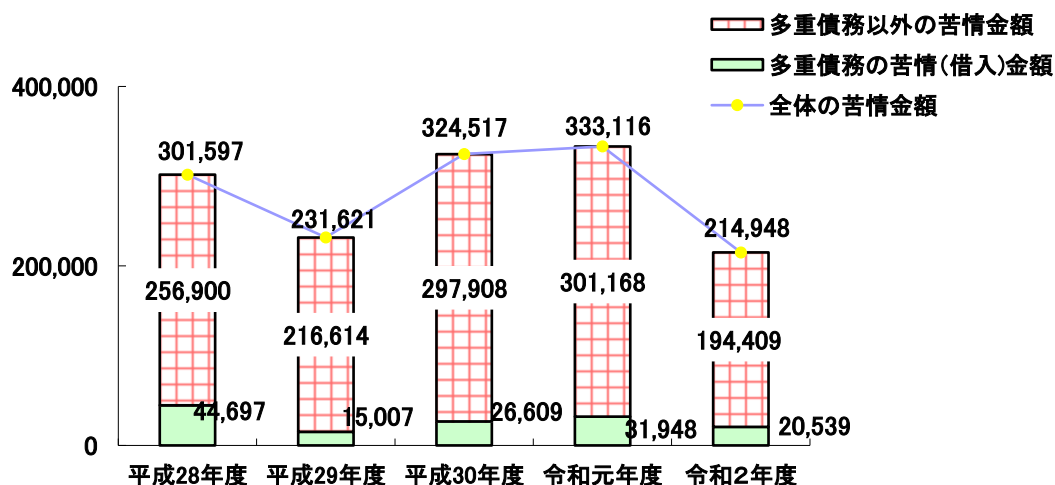
☆ 苦情金額

センターに寄せられた相談の苦情金額は、2億1,494万8千円ですが、その内9.6%にあたる2,053万9千円が、多重債務の借入金額です。

表 13 苦情金額に占める多重債務の苦情（借入）金額の推移 (単位：千円)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
多重債務の苦情（借入）金額	44,697	15,007	26,609	31,948	20,539
多重債務以外の苦情金額	256,900	216,614	297,908	301,168	194,409
全体の苦情金額	301,597	231,621	324,517	333,116	214,948

図 13 (表 13 関連グラフ)



☆ 救済金額

救済金額とは、センターが直接斡旋した場合及び、相談者に自主交渉の仕方やワンクリック詐欺の対処法などを助言した結果、救済できた金額(クーリング・オフによる解約含む)です。全体の苦情金額のうち、多重債務については救済金額が把握できません。救済金額の2,792万円は多重債務を除いた1億9440万円の14.4%となっています。

表 14 多重債務以外の救済金額と苦情金額 (5年間) (単位：千円)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
救済金額	54,598	60,190	31,192	75,584	27,921
苦情金額	256,900	216,614	297,908	301,168	194,409
救済割合 (%)	21.3	27.8	10.4	25.1	14.4

(7) 相談窓口利用状況

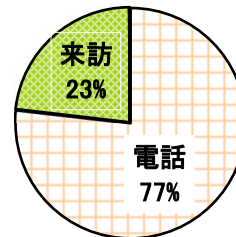
相談方法では電話による相談が全体の77%と来訪を大きく上回りました。緊急事態宣言期間中に窓口を閉鎖したことの影響があると思われます。

☆ 相談方法

表 15

相談方法	相談件数	割合(%)
電話	889	77
来訪	267	23
文書	1	0
計	1,157	100

図 14 (表 15 関連グラフ)

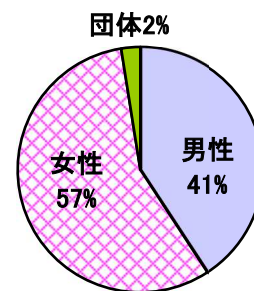


☆ 相談者性別

表 16

相談者性別	相談件数	割合(%)
男性	472	41
女性	656	57
団体	29	2
不明	0	0
計	1,157	100

図 15 (表 16 関連グラフ)

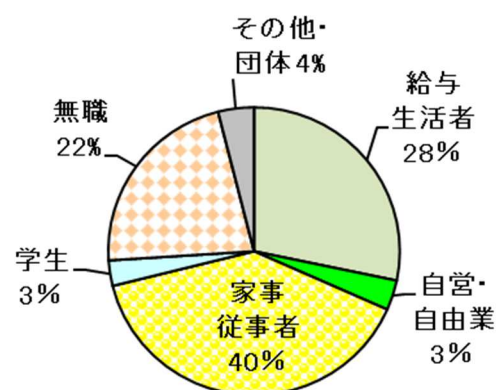


☆ 相談者職業別

表 17

相談者職業	相談件数	割合(%)
給与生活者	327	28
自営・自由業	39	3
家事従事者	457	40
学生	33	3
無職	255	22
団体・不明	46	4
計	1,157	100

図 16 (表 17 関連グラフ)

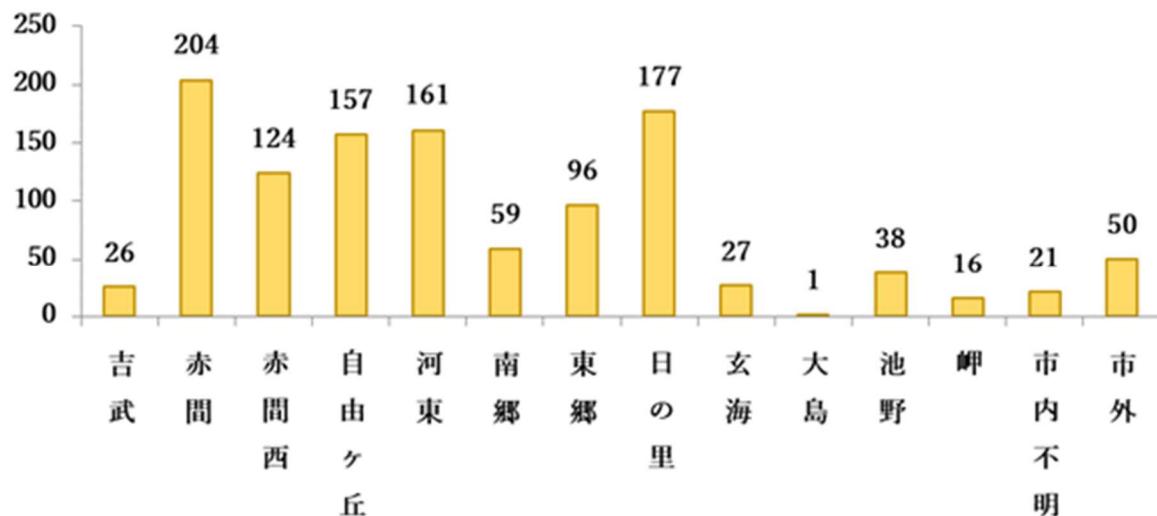


(8) 地域別受付状況

表 18 地域別受付件数

地域	吉武	赤間	赤間西	自由ヶ丘	河東	南郷	東郷	日の里	玄海	大島	池野	岬	市内不明	市外	合計
件数	26	204	124	157	161	59	96	177	27	1	38	16	21	50	1,157

図 17 (表 18 関連グラフ)



☆ 宗像市外の地域別相談受付件数

市外からの相談では市内に住む契約者のご家族等からの相談が含まれます。

相談者・契約者共に市外居住者からの相談では、業者の所在地が市内であったり、市内で勤務されている方からの相談等がありました。また直接来訪された相談者も複数ありました。

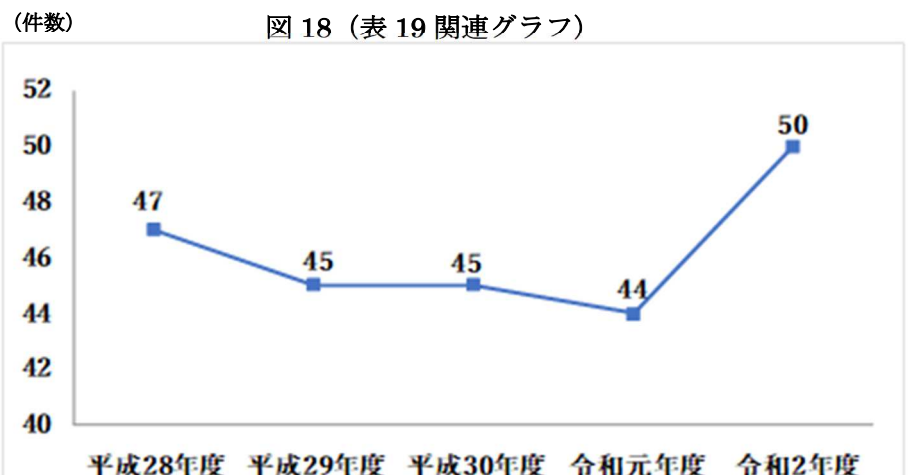
一番多かったのは隣接する福津市で市外相談件数の 32% (16 件) を占めました

☆ 表 19 相談者・地域別受付件数

地域	件数
福津市	16
福岡市	9
遠賀郡	5
古賀市	2
北九州市	7
その他	11
計	50

☆市外の相談件数の推移 (5年間)

図 18 (表 19 関連グラフ)



4 消費者啓発

(1)くらしの知恵増講座

新型コロナウイルス感染防止の為、今年度は開催していません。

(2)なるほど！知っ得講座

新型コロナウイルス感染防止の為、今年度は開催していません。

(3)出前講座

				総参加人数	15名
月日	講座名	対象者	場所	参加人数	
12月8日	悪質商法にご注意！ ～最近の被害の手口と防止対策～	天平台福祉会	天平台公民館	15名	

(4) 市広報誌による情報提供

市広報誌「むなかたタウンプレス」の15日号“転ばぬ先の杖”のコーナーで悪質商法などの最新情報や対処法、消費生活の知識などを情報提供しました。

掲載月日	掲載内容
令和2年4月15日号	こんにちは。消費生活センターです
5月15日号	5月は消費者月間です
6月15日号	火災保険を使って家屋の修理が出来る？という勧誘にご注意！
7月15日号	事業概要
8月15日号	通信販売のトラブルが急増中！～契約前の注意点～
9月15日号	水回りのトラブルにあわてないで！～業者選びは慎重に～
10月15日号	宅配業者をかたった不審なメールにご注意！！
11月15日号	身に覚えのない商品が届いた！こんなときどうする！？
12月15日号	賃貸住宅の契約トラブルを防ぐために ～事前に注意するポイント！
令和3年1月15日号	新聞の契約、途中で解約したいけど
2月15日号	売れない土地を売ってくれる？！原野商法の二次被害に注意
3月15日号	～安くなるって本当？～ 光回線「乗り換えの契約は慎重に！」



クーリング・オフ

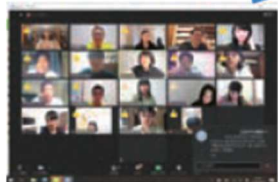


報告

**第17回 日本の次世代リーダー養成塾が
オンラインで開催されました**

日本だけでなく世界を舞台に活躍する人材の育成を目指し、経済界と地方自治体が連携し、全国の高校生を対象として開催するサマースクール「日本の次世代リーダー養成塾」。

グローバルアリーナをメイン会場に、2週間の合宿形式で2004年から毎年開催していますが、17回目となる今年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインでの開催となりました。



高校生が主役の討議では、オンライン上で白熱した議論が交わされました。



全国の高校生、講師、運営スタッフがオンライン会議システムを通してつながる形で、講義や発表会などが開催されました。

8月から9月にかけての計13日間、全国から174人の高校生(うち宗像市枠から6人)が参加しました。各分野で活躍する講師の講義を受け、学んだことをもとにした「アジア・ハイスクール・サミット」では、「ウィズ・コロナからポスト・コロナへ社会をどう変革していくか」をテーマに、今後ウイルスといかに共生して新しい社会を作り上げていくのかについて討議しました。

オンラインならではの試みとして、アジア各国の高校生の参加もあり、集大成となる発表会では、「情報技術・AI」を活用したコロナ時代への対応など、斬新な提案が行われました。

参加した高校生は議論を重ねる中で、お互いの立場や考え方を理解し合い、オンライン上にもかかわらず深い人間関係を築いていきました。同養成塾での13日間を通じて、ウィズ・コロナ時代でも主体的に学び成長できることを示してくれました。

【参加者の声】

福岡県立宗像高等学校2年
林 宏輝 さん

オンライン開催でしたが、全国の志の高い仲間たちとすぐに打ち解けあい、白熱した議論ができた日々は最高でした。また、各分野で活躍される講師からのメッセージや、英語を使いこなす同世代の仲間の姿に刺激を受け、自分の価値観が変わりました。リーダー塾での出会いや経験を生かし、これから社会に大きく貢献できるようにがんばります。

福岡工業大学附属城東高等学校2年
江里口くるみ さん

オンラインに対して初めは不安もありましたが、塾生みんなの熱意で壁を超える事ができ、塾最後の発表会ではたくさんのユニークな発表を楽しむことができました。マレーシアの高校生と議論した際、自分が英語で通訳する場面がありとても緊張しましたが、相手に伝わりうれしかったです。しかし、自分の単語力の無さも痛感し、より英語の勉強を頑張ろうと思いました。

* 詳細は「日本の次世代リーダー養成塾」QR(右記コード)で確認可
 園 子ども育成課 ☎(36)1214



**身に覚えのない商品が届いた!
こんなときどうする!**

宗像市消費生活センター

☎(33)5454

**転ばぬ
先の杖**



【事例】注文した覚えのない荷物がポストに入っていた。宛先に私の名前と住所が記載されていて、海外から届いたようだ。今後の対応が知りたい。

【アドバイス】まずは開封して中を確認してください。次のようなケースが考えられます。

▶**ケース①**「自分が頼んだものだった」=自分が通販会社で購入した商品が、海外から届いている場合があります。サイトの購入履歴画面で到着予定間近の商品がないか確認してください▶**ケース②**「知り合いからのプレゼントだった」=家族・親戚・知り合いからのプレゼントが届いていることもあります。大手通販会社のサイトで注文された場合、「ご依頼主」の欄に送った人の名前が記載されず、通販会社の名前が記載されて商品が届くことがあります▶**ケース③**「どれも当てはまらない」=注文していないのに商品を送り付けられ、代金を請求される送り付け商法(ネガティブオプション)に該当する場合は、商品を受け取った日から14日間、または事業者に取り取りを請求してから7日間が経過した時は自由に処分することができます。ネガティブオプションと判断がつかない場合などは消費生活センターに相談してください



海の環境について学ぶ子どもたち

子どもたちと大切な「海」を守りたい
 平成27年4月に宗像市と福津市が共同し「福津市勝浦浜海洋スポーツセンター」を整備。今年は、8〜10月の間に両市内小学校5年生の約1300人を対象に海洋性スポーツ体験授業を実施しました。この授業では、カメラ、ヨットで海を体感し、世界で問題視されている海洋プラスチックごみなど海の環境について学びます。古代から引き継がれる世界遺産の「海」を知り親しむことで、郷土への愛着を持ち環境保全に取り組む子どもが一人でも多く育ってくれることを期待しています。子どもたちと共に、当センターを一つの拠点として、豊かな「海」を守り伝えていきたいです。
 園 秘書政策課 秘書担当 ☎(36)0890

**みよこの
通信**



伊豆美沙子市長

報告

**宗像国際育成プログラム【出前講座版】
海藻おしば体験**

学校に講師を派遣し、講義や体験活動を提供する出前講座版が本年度からスタート。10月2日、宗像市地域おこし協力隊「宗像のあまちゃん」の林さん・本田さんを講師として玄海東小学校に派遣し、1年生を対象に海の環境保全への関心を高めることを目的としたプログラム「海藻おしば体験」を実施しました。子どもたちは、多くの種類の海藻の名前や色、形や感触に興味津々。講師のあまちゃんの話をもとに、生き生きとした表情で活動に取り組みました。児童からは「海藻で絵が作れると思わなかった」「楽しかったからまたやりたい」などの声が多く挙がっていました。海の環境保全への関心を持つきっかけになったようです。



子どもたちの作品



あまちゃんと楽しく製作!

園 子ども育成課 ☎(36)1214

*「海藻おしば」とは、浜辺や海でとれたさまざまな海藻を使った押し葉のこと

オンデマンドバス のるじと 試乗会

KNOWROUTE

3月1日(月)から日の里地区で約2年間の実証運行が開始するAI(人工知能)を活用したオンデマンドバス(予約型の乗合バス)の試乗会を開催します。会場ではオンデマンドバスの利用方法の個別説明もあります。市内初のオンデマンドバス「のるじと」を体験してみませんか。

図2月24日(水)

① 14:00 ~ 14:30
 ② 14:30 ~ 15:00
 ③ 15:00 ~ 15:30
 ④ 15:30 ~ 16:00

*受付は各回10分前
 閉日の里コミセン
 図各回先着15人程度 図無料
 図アプリをダウンロード可能なスマートフォンなどの端末を持参できる人*事前ダウンロード・登録方法など詳細は市図(上記コード)を確認*来場者は感染症対策に協力を(マスク着用、手指消毒など)

市図
 図交通対策課 ☎(62)3592

今回は、みなさんの身近に存在するお堂のお話です。市内を歩くと、道端に神仏を祀ったお堂や祠など、今に息づく信仰の場を目にします。そこには、食べ物や花を供えるなどの祈りを感じられる活動があります。

このようなお堂の多くは、宗像四国霊場の札所になっています。これらは旅をする機会が限られていた江戸時代、今から約160年前の幕末の頃に創られたもので、弘法大師ゆかりの「四国八十八ヶ所霊場」を手に、供養や修行のための巡礼が身近な場所でもできるようにと、各地に広まっています。

このようにお堂の多くは、宗像四国霊場の札所になっています。これらは旅をする機会が限られていた江戸時代、今から約160年前の幕末の頃に創られたもので、弘法大師ゆかりの「四国八十八ヶ所霊場」を手に、供養や修行のための巡礼が身近な場所でもできるようにと、各地に広まっています。

た地方霊場のひとつです。明治の終わり頃には札所設置の要望が多くなったため、約川を境に東西に霊場を分けたり、太平洋戦争の影響で衰退したりと盛衰を繰り返して、今日に至っています。盛時には、弘法大師の分身とされる金剛杖を持ち、白衣と菅笠をまとったお遍路さんが、ご詠歌を唱えながら列をなして歩く姿が春と秋の風物詩になっていました。現在では東部霊場のみとなり、春に団体参拝が行われています。

これらのほかにも、宗像市には歴史を物語る「ものや」ことなどが今もなお数多く残っています。一方で、

宗像四国霊場 身近にある信仰と祈りの場

少子高齢化など社会状況の変化を理由に存続の危機にも直面しており、これらをどうようなかたちで次世代に受け継いでいくのか、いま一度考える時期を迎えています。

(文化財職員・山田 図文化財課 ☎(62)2600)



宗像市・福津市 医療・介護資源情報

便利な検索サイトを利用してください

宗像市と福津市は、宗像医師会に委託して「在宅医療・介護連携推進事業」を実施しています。本事業では、宗像市・福津市の医療機関や介護サービス事業所などの情報をみなさんへ提供できるよう、検索サイトを作成。診療科目やサービス内容などの検索項目が充実しています。目的に合った病院、歯科、保険薬局、事業所・施設を探す時は、ぜひ活用してください。

*詳細は「むーみんネット」(右記コード)で確認を

図▶内容について=宗像医師会在宅医療連携拠点事業室(むーみんネット) ☎(37)5020、F(37)5021、✉mumin-net@munakata-med-hp.gr.jp
 ▶記事について=高齢者支援課 ☎(36)1285

本で歌舞伎を感じてみよう

2月20日は歌舞伎の日。歌舞伎まつわる本を紹介します。 図図書課 ☎(34)2263

『あらしのよるに 歌舞伎絵本』
 きむらゆういち/原作・文 あべ弘士/絵 (講談社)
 ヤギのメイとオオカミのガブの友情を描いた絵本が2015年に歌舞伎化。歌舞伎の脚本をもとに書き下ろした絵本です。

『歌舞伎の解剖図鑑 イラストで小粋に読み解く 歌舞伎ことはじめ』 辻和子/著(エクスナレッジ)
 多彩なイラストを使って歌舞伎を分かりやすく説明する本著。歌舞伎の観方、衣装、演目などを楽しく学べます。

『歌舞伎座の怪紳士』 近藤史恵/著(徳間書店)
 祖母から観劇のアルバイトを依頼された久澄。久澄は芝居に夢中になりますが、劇場でいつも一緒になる紳士がいます。彼は何者?

売れない土地を売ってくれる?! 原野商法の二次被害に注意

宗像市消費生活センター ☎(33)5454

転ばぬ先の杖

【事例】
 10年ほど前に「将来値が上がる。その時売ればもうかる」と勧誘され購入した雑種地があるが、話とは全く違い持て余していたところ、先日知らない業者が訪問し「土地が売れるまで面倒を見る。そのためには整地が必要」と言われた。費用が30万円かかるらしいが本当に売れるなら頼みたいと思う。契約しても大丈夫か。(70歳代男性)

【アドバイス】
 「将来値上がりする」と言っても価値のない土地を高額で売りつける商法を「原野商法」と言います。過去にこのような手口で被害に遭い、売却できずに困っている購入者をターゲットにした二次被害の相談が増えています。訪問販売であればクーリング・オフが可能です(契約書を受け取って8日以内)。時間が経過し話が違つたと分かって連絡が取れなくなるケースもあります。うまい話に乗らないよう注意しましょう。

みまごの通信

伝えたい! 新成人の新たな門出を祝いタイ!

市では923人の新成人が新たな門出を迎えられました。今年の成人式は感染症対策のため、二部制で行い、参加できない新成人や家族のみなさんのためにオンラインでも配信。例年とは違う形でしたが、みなさんの人生の大切な節目をお祝いすることができました。新成人のみなさん、出光佐三翁のように混迷の時代を生き抜く自立心と想像力を持った人になってください。

式典後、登壇されたみなさんと一緒に
 図秘書政策課秘書担当 ☎(36)0890

伊豆美沙子市長

(5) コミュニティ紙への情報提供

掲載月	掲載内容
令和2年4月	消費生活センターをご存じですか
5月	「無料で点検します」に要注意
6月	宅配業者をかたる不審なメールに気をつけて！！
7月	水回りのトラブル、あわてないで！～業者選びは慎重に！
8月	通信販売のトラブル急増中！～契約前の注意点～
9月	「話を聞くだけで100万円」とメールがきた！！ ～利益誘因型サイトに注意～
10月	火災保険を使って無料で家の修理ができるってほんと？
11月	不用品買取りの勧誘電話に注意！～目的は貴金属かも？
12月	～安くなるって本当？～ 光回線サービス「乗り換え」の契約は慎重に！！
令和3年1月	新聞契約、途中で解約したいけど...
2月	覚えのない荷物が届いた！こんなときどうする！？
3月	契約先が変更？光回線乗り換えの勧誘電話に注意！

☆ 掲載コミュニティ紙

吉武地区	(吉武しんたて)
赤間地区	(話・和・輪 ふれ愛通信)
赤間西地区	(きらめき赤間西)
河東地区	(ふれあい河東)
自由ヶ丘地区	(自由ヶ丘コミセンだより)
南郷地区	(もやい)
東郷地区	(東郷地区コミュニティだより)
日の里地区	(日の里)
玄海地区	(げんかいの風)
岬地区	(しおさい)
池野地区	(ゆがわ)
大島地区	(大島地区コミュニティだより)



(6) 福岡県ホットな消費者ニュースに掲載

令和2年5月号	電力の切り替えトラブルにご注意ください！
11月号	年末の電話勧誘にご注意！送り付け商法！？



ホットな消費者ニュース 2020年5月号



電力の切り替えトラブルにご注意ください！

(相談事例)

一人暮らしのアパートに大手電力会社を名乗る男性が来訪し、「アパート全体の電力契約が変更になります。皆さんに変更手続きをお願いしています。書類の記入をお願いします」と言われて手続きをした。

その後、封書が届き、大手電力会社ではなく別会社との契約とわかった。びっくりして不動産会社に問い合わせたところ、アパート全体での変更はしていないと言われた。

(アドバイス)

- ◆電力の勧誘を受けた際は、勧誘してきた会社名や問い合わせ先、契約内容（料金・解約手続き）などをよく説明してもらい、理解してから契約しましょう。契約期間に縛りがあり、解約しようとするとなんらかの費用がかかる場合もあります。
- ◆「アパート全体で切り替える」と言われてもうのみにせず、貸主、不動産会社等に確認してください。
- ◆検針票の記載情報を事業者に見せると契約変更になる場合もあります。慎重に取り扱いましょう。
- ◆書面が届いてから8日以内であれば、クーリング・オフができます。



ホットな消費者ニュース 2020年11月号



年末の電話勧誘にご注意！送り付け商法！？

(相談事例1)

実家に一人で住む高齢の母のところに、遠方の産地直送業者から電話がかかり、カニなどの魚介類を勧められたようだ。威勢のいい男性から、言葉をはさむ間もなくカニを宣伝され、断りきれなかったらしい。「キャンセルしたいが連絡先がわからない」と母から相談を受けた。商品が届いた場合、どうしたらいいか？（50歳代 女性）

(アドバイス)

- ◆カニなどの魚介類の購入を勧める電話があり、強引に契約をさせられてしまったり、断ったのに商品が届いたという相談が寄せられています。電話を受けた時は、あいまいな返事をせず、きっぱりと断るようにしましょう。
- ◆断ったにもかかわらず、一方的に商品が送りつけられてきた場合、お金を払わずに、受け取り拒否をしましょう。
- ◆もし契約してしまい、商品が届いたとしても、電話勧誘販売の場合、契約書面を受け取って8日以内であれば、クーリング・オフにより契約解除ができます。
- ◆困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

5 関係団体

宗像市消費者交流会

代表者名	生見 紀美子
会員数	43名（令和2年4月1日現在）
対象者	宗像市民
会費	年額 2000円

活動内容

月一回の活動については新型コロナウイルス感染防止の為、すべて中止となりました。

特定非営利活動法人消費者支援ネット宗像

代表者名	林 國昭
会員数	15名（令和3年4月1日現在）
対象者	法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

活動目的

宗像市及びその周辺住民に対して、消費生活相談や啓発講座を行うとともに、消費生活に関する情報の収集、提供を行い、消費生活の安定、向上に寄与すること。

活動内容

1. 消費生活相談に関する事業
2. 消費者教育・啓発並びに消費生活情報の提供に関する事業
3. 消費者団体、関係諸機関との連携に関する事業
4. 宗像市消費生活センターの運營業務委託契約に基づく受託事業

啓発講座・情報提供

令和2年10月	出前講座（高齢者対象1回）
令和2年4月～令和3年3月	市広報紙（むなかたタウンプレス）掲載 転ばぬ先の杖（12回）
令和2年4月～令和3年3月	コミュニティ紙への情報提供（12回）
令和2年5月・令和3年11月	福岡県 ホットな消費者ニュース（2回）
令和2年9月	福岡県消費者安全確保協議会（1回）
令和3年6月	令和2年度事業概要作成

会員対象の研修講座

令和2年11月～令和3年3月	国民生活センター他研修講座（3回）
平成2年4月～令和3年3月	弁護士との事例勉強会（24回）

6 資料

○宗像市消費生活センター条例

平成 15 年 4 月 1 日

条例第 124 号

(設置)

第 1 条 消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、消費者安全法(平成 21 年法律第 50 号)第 10 条第 2 項の規定に基づき、宗像市消費生活センター(以下「消費生活センター」という。)を設置する。

(平 16 条例 36・平 19 条例 42・平 21 条例 44・一部改正)

(名称及び位置)

第 2 条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宗像市消費生活センター	宗像市土穴三丁目

(平 19 条例 42・平 21 条例 44・一部改正)

(事務)

第 3 条 消費生活センターは、次に掲げる事務を行う。

- (1) 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じること。
- (2) 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情処理のためのあっせんを行うこと。
- (3) 消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、及び住民に対し提供すること。
- (4) 県との間で消費者事故等の発生に関する情報を交換すること。
- (5) [前各号](#)に掲げる事務に附帯する事務を行うこと。

(平 21 条例 44・全改・一部改正)

(職員)

第 4 条 消費生活センターに所長その他必要な職員を置く。

(平 21 条例 44・一部改正)

(委任)

第 5 条 [この条例](#)の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

[この条例](#)は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 28 日条例第 36 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 16 年 6 月 2 日から適用する。

附 則(平成 19 年 12 月 21 日条例第 42 号)

この条例中第 1 条の規定は平成 20 年 2 月 25 日から、第 2 条の規定は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 24 日条例第 44 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の宗像市消費者センター条例の規定は、平成 21 年 9 月 1 日から適用する。ただし、第 2 条の規定は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

○宗像市消費生活センター条例施行規則

平成 15 年 4 月 1 日
規則第 116 号

(趣旨)

第 1 条 [この規則](#)は、[宗像市消費生活センター条例\(平成 15 年宗像市条例第 124 号\)](#)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平 21 規則 45・一部改正)

(開所時間等)

第 2 条 宗像市消費生活センター(以下「消費生活センター」という。)の開所時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

2 消費生活センターの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

3 [前 2 項](#)の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、開所時間及び休所日を変更することができる。

(平 21 規則 45・一部改正)

(資料等の提供及び展示)

第 3 条 消費生活センターに消費者安全の確保に関する刊行物等の資料を整備収集し、展示等により、消費者の利用に供するものとする。

(平 21 規則 45・一部改正)

(消費生活相談)

第 4 条 消費生活センターに相談コーナーを設け、消費者の申出により、消費者安全の確保に関する相談及び苦情処理のためのあっせんを行う。

2 消費者安全の確保に関する相談及び苦情処理のためのあっせんは、主として消費生活相談員が行うものとする。ただし、必要に応じて他の関係機関と連携して処理を行うものとする。

(平 21 規則 45・一部改正)

(講座等の開催)

第 5 条 市長は、講座、講習会、講演会等(以下「講座等」という。)を開催するものとする。

2 講座等の講師は、必要に応じて他の関係機関に依頼するものとする。

3 講座等の開催を希望する市内に住所を有する消費者及び団体は、消費生活センター又は総務部総務課に申し込むものとする。

4 市長は、[第 1 項](#)の講座等を開催するほか、消費生活センターにおいて地域住民の生活の安全確保に資すると認められる講座等を開催させることができる。

(平 19 規則 41・平 21 規則 45・平 27 規則 20・一部改正)

(雑則)

第 6 条 [この規則](#)に定めるもののほか、消費生活センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

(平 19 規則 41・旧第 7 条線上、平 21 規則 45・一部改正)

附 則

[この規則](#)は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 21 日規則第 41 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 24 日規則第 45 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宗像市消費者センター条例施行規則の規定は、平成 21 年 9 月 1 日から適用する。ただし、第 2 条の規定は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日規則第 20 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。